同志社大学国文学会会則

第一章 総 則

第一条	
本会は同志社大学国文学会と称する。	

第二条 本会は国文学・国語および国語教育の研究を目的とする。

第三条 する。 本会の会員は同志社大学国文学専攻に属する左記のものと

- 1 専任教員
- 学部在学生

2

- 3 大学院在学生(博士課程前期・後期)
- 4 学部卒業生
- 5 大学院修了生

- 第四条 第三条4・5項目の会員で、卒業または修了後四年以上を ことができる。 ただし、特に入会を希望し、評議員会の認めたものは会員になる
- とができる。また、これらの会員のうち、会費の滞納が二年分以 上に及んだ者は、退会の意思を表明したものとみなす。

退会者が復会を希望する場合は、未納会費を納入するものとす

経過した者、および第三条ただし書きによる会員は、退会するこ

る。

第五条 本会の事務所を同志社大学文学部国文学研究室におく。 第二章 事

第六条 う。

本会の第二条の目的を達成するために左記の事業を行な

1 研究会の開催

4 研究上必要な調査見学 3 2

機関誌の発行 講演会の開催

- 5 その他、 目的達成に必要な事項
- 第七条 会長は会を代表する。会長は専任教員の互選による。 第三章 組織および役員
- 第九条 評議員の選出は左記による。

専任教員

全員

第八条

評議会は総会に準ずる決議機関である。

学部在学生 部 十二名

2 1

大学院在学生 名

二部

四名

3

大学院修了生 学部卒業生 一名 名

5

ただし、4・5項については会長がこれを委嘱する。

第十五条 第十二条 第十一条 常任委員の選出は左記による。 第十七条 第十六条 第十四条 第十三条 第十条 きる。 3 2 ただし、4・5項については会長がこれを委嘱する。 5 3 2 1 4 れを開くことができる。 第四章 大学院修了生 会員の五十名の要請があれば臨時総会を開かねばならない。 臨時総会は評議員会または常任委員会が必要と認めた時、こ 定期総会は年一回これを開かねばならない。 学部卒業生 大学院在学生 学部在学生 専任教員 常任委員会は会務の企画、立案、 総会は本会の最高の決議機関である。 総会の開催は左記による。 総会は出席会員によって成立する。 役員の任期は一年とする。ただし再選をさまたげない。 会計監査は二名とし、評議員会がこれを委嘱する。 第三条の各項の会員はそれぞれの部会を設けることがで 総 一部四名 会 二部一名 四名 名 名 名 執行に当る。 第二十二条 本会則の発効は昭和五十年四月一日とする。 第二十一条 本会則の改正は総会において出席会員の三分の二以上 第十九条 本会の会費は年額二〇〇〇円とする。(昭和五十二年度 第十八条 総会の議決は出席者の過半数をもって成立する。可否同 第二十条 改訂 会に一任して下さい。 掲載論文の数には限度がありますので、論文の採択は編集委員 枚以内。第三十四号締切は一九九〇年九月末日厳守。ただし、 場でありますから、進んでご投稿下さい。枚数は四百字詰三十 る。 数の場合は議長がこれを決する。 の同意を必要とする。 国文学会機関誌「同志社国文学」は、会員諸氏の研究発表の 第六章 第五章 会 本会の会計年度は四月一日より翌三月三十一日までとす 規 定量 則 計